

## 副市長レビュー（春） 調書

1 部局名・区名(課名)	都市整備部 ( 建築行政課 )	2 優先順位	部局 1
3 事項名	建築物の耐震化及び安全確保の促進		
4 目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な地震の発生に備えて、建築物等の地震に対する安全性の向上を一層促進する（耐震化率の向上促進）</li> <li>・地震時における閉込めや戸開走行事故に対する既設エレベーターの安全確保を促進する</li> <li>・地震時における吊り天井の脱落を防止し、利用者の安全確保を促進する</li> </ul>		
5 現状及び課題	<p>浜松市では、平成 9 年度以降補助制度により、木造住宅以外の建築物の耐震化を促進誘導してきた。耐震化されていない不特定多数の者が利用する特定建築物は、未だ 250 棟ほどであると推測しており、南海トラフ沿い巨大地震の切迫性をふまえると、大規模建築物の耐震化を一層促進する必要がある。</p> <p>また、平成 21 年 9 月改正の建築基準法によってエレベーターの安全対策が義務付けられたが、法遡及しない既存のエレベーターの死亡事故を含む事故が全国で発生しているため、安全対策が必要である。</p>		
6 事業概要	<p><b>建築物の耐震化の促進</b></p> <p>耐震化率は、新築や建替え、耐震性の低い建物の解体で向上するが、既存の建物の補強なしでは本当の意味での耐震化につながらない。</p> <p>市は、阪神淡路大震災で多数の被害を受けた木造住宅の耐震化と不特定多数の市民が利用する特定建築物の倒壊防止を中心に耐震化促進事業を進めている。</p> <p>木造住宅には、耐震性が著しく劣るものから高齢者等避難弱者への支援制度を拡充し、平成 24 年度までに計 2512 棟の補強が行われ、耐震化向上の成果あり。</p> <p>一方、特定建築物は、これまでわずかに 1 棟の補強工事を実施したのみで、更なる耐震化の促進が不可欠となっている。</p> <p>(1)補強工事対象条件の見直し</p> <p>民間建築物の耐震補強の補助基準を県推奨の <math>I_s/E_t</math> 1.0 から、耐震改修促進法の現基準値である <math>I_s</math> 0.6（人命を守る倒壊しない）に見直す。</p> <p>(2)耐震診断義務化の大規模特定建築物の耐震診断補助率の時限的拡充</p> <p>国の緊急補助制度を活用して現行の 2/3(国 1/3・市 1/3)から 10/10(国 1/2・市 1/2)とする。(H27 年度まで)</p> <p>(3)補強工事への補助率の拡充</p> <p>現行の 23%×2/3(国 7.65%・市 7.65%)から国交付金の補助限度額の 23%(国 11.5%・市 11.5%)まで拡充する。</p> <p><b>エレベーターの防災対策改修促進事業の創設</b></p> <p>高齢者等が円滑に利用できる建築物として位置付けの 1000㎡かつ 3F 以上の特定建築物に設置されているエレベーターの生活者や利用者の安全を確保するためには、国の補助事業を利用して防災改修を促していく必要がある。</p> <p>市が保有する対象エレベーターは安全装置の取付けができないもの等を含め約 180 基あるが、公共建築課では、安全対策の実施は今後検討するとしている。</p> <p>民間・公共含めた対応の調整を行い、導入時期等の協議を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・戸開走行保護装置や P 波感知型地震時管制運転装置等設置への補助支援</li> </ul> <p><b>吊り天井耐震改修促進事業の創設</b></p> <p>映画館等不特定多数の者が利用する施設の規模の大きな天井の落下対策は多くの市民の安全を確保するため必要である。国の補助事業を利用して支援する。市有施設はこれから調査を始める。対象の天井については順次補強等の対応検討を行っていく予定。</p> <p>民間・公共含めた対応の調整を行い、導入時期等の協議を進める。</p>		

7 関係法令等	建築基準法 建築物の耐震改修の促進に関する法律	
8 スケジュール(いつ、何をやるか)	平成 25 年度より ・ 事業対象建築物等の把握及び改正法や支援制度の説明 ・ 地方公共団体(市)が指定する建築物の検討 ・ 浜松市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業の補助金交付要綱及び浜松市耐震改修促進計画の改訂	
9 他都市等の参考事例		
10 市長マニフェスト	該当 / 非該当(※いずれかに○) (マニフェストの一連NO.: _____) (※該当の場合記載)	
11 過去のレビュー等での審議経過	なし(新規提案)	具体的内容
	あり その他	再度、調査研究等を行い検討 補助率や補助額その他制度とのバランスを確認するとともに話しを整理し、再度副市長レビューで審議
12 副市長レビュー(春)で審議、確認したい事項 (該当項目を□→■)	事業等の新規提案	具体的内容
	既存事業の見直し その他	補強工事対象条件の見直し 耐震診断義務化建築物の耐震診断補助率の時限的拡充 補強工事への補助率の拡充 エレベーター及び吊り天井の安全改修支援事業の創設の調整
13 レビューの論点 (担当ヒアリングで確認、実施後記載)	【協議事項】 ・ 耐震化における新たな拡充の考え方と既存制度とのバランスを確認 ・ 耐震化における本市のスタンスについて確認 【特筆すべき事項】 ・ エレベーター及び吊り天井への助成については、民間及び公共施設での対応の調整を行い、導入時期等の協議を進めていく。	
14 副市長レビュー(春)結果 (実施後記載。該当項目を□→■)	提案どおり進める	具体的内容
	提案内容を一部見直し進める サマーレビューで審議 再度、調査研究等を行い検討 その他	・ 他都市の動向を注視しながら、細かい制度設計を検討する。
15 その他		